

静岡県告示第468号

ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年静岡県告示第828号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月24日

静岡県知事 川勝平太

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>第3 給付額の種類</p> <p>給付金の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 受講修了時給付金</p> <p>受講修了時給付金は、第4に規定する支給対象者が第5に規定する対象講座を受講し、<u>及び修了した場合に支給する給付金とする。</u></p> <p>(2) 合格時給付金</p> <p>合格時給付金は、受講修了時給付金の支給を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金とする。</p> <p>第6 給付金の額等</p> <p>給付金の額等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 受講修了時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の40パーセントに相当する額とする。ただし、当該40パーセントに相当する額が10万</p> | <p>第3 給付額の種類</p> <p>給付金の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>受講開始時給付金</u></p> <p><u>受講開始時給付金は、第4に規定する支給対象者が第5に規定する対象講座の受講を開始した場合に支給する給付金とする。</u></p> <p>(2) 受講修了時給付金</p> <p>受講修了時給付金は、第4に規定する支給対象者が第5に規定する対象講座を受講し、修了した場合に支給する給付金とする。</p> <p>(3) 合格時給付金</p> <p>合格時給付金は、受講修了時給付金の支給を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金とする。</p> <p>第6 給付金の額等</p> <p>給付金の額等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>受講開始時給付金については、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の30パーセントに相当する額とする。ただし、当該30パーセントに相当する額が7万5千円を超えるときの支給額は7万5千円とし、当該30パーセントに相当する額が4千円を超えないときは支給しないものとする。</u></p> <p>(2) 受講修了時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の40パーセントに相当する額から(1)として<u>支給した額を差し引いた額</u>とする。ただし、</p> |

円を超えるときの支給額は10万円とし、当該40パーセントに相当する額が4,000円を超えないときは支給しないものとする。

- (2) 合格時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の20パーセントに相当する額とする。ただし、当該20パーセントに相当する額と受講修了時給付金との合計額が15万円を超えるときの支給額は、15万円から当該支給対象者に係る受講修了時給付金の額を控除した額とする。

第7 対象講座指定の申請

受講修了時給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童（以下「支給申請者」という。）は、対象講座の受講を開始する前に、次に掲げる書類を支給申請者の住所地を管轄する賀茂健康福祉センター、東部健康福祉センター、中部健康福祉センター又は西部健康福祉センター（以下「該当健康福祉センター」という。）の長を経由して知事に提出し、対象講座の指定を受けるものとする。

(1)～(3) (略)

- (4) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者である場合に限り、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）

(5)～(6) (略)

第9 支給の申請

給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類を該当健康福祉センターの長を経由して知事に提出するものとする。

当該40パーセントに相当する額と(1)の合計が10万円を超えるときは、受講修了時給付金と(1)の支給額の合計は10万円とし、4千円を超えないときは支給しないものとする。

- (3) 合格時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の20パーセントに相当する額とする。ただし、当該20パーセントに相当する額と(1)及び(2)との合計額が15万円を超えるときの支給額は、15万円から当該支給対象者に係る(1)及び(2)の額を控除した額とする。

第7 対象講座指定の申請

第3の給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童（以下「支給申請者」という。）は、対象講座の受講を開始する前に、次に掲げる書類を支給申請者の住所地を管轄する賀茂健康福祉センター、東部健康福祉センター、中部健康福祉センター又は西部健康福祉センター（以下「該当健康福祉センター」という。）の長を経由して知事に提出し、対象講座の指定を受けるものとする。

(1)～(3) (略)

- (4) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者である場合に限り、ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）

(5)～(6) (略)

第9 支給の申請

第3の給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類を該当健康福祉センターの長を経由して知事に提出するものとする。

(1) 受講開始時給付金

ア 提出書類 各1部

- (7) ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（様式第2号）
- (i) 当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童の戸籍謄本又は抄本
- (ii) 支給申請者の世帯全員の住民票の写し
- (e) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者である場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）
- (f) 当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の数並びに所得税法第2条第33号に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び同条第34号の4に規定する老人扶養親族の数に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）
- (g) 当該ひとり親家庭の親に所得税法第2条第34号の2に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）があるときは、当該控除対象扶養親族の数を明らかにする書類及び当該控除対象扶養親族の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であっ

(1) 受講修了時給付金

ア 提出書類 各1部

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者である場合に限り、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）

(オ)～(カ) (略)

(キ) 第8による知事の通知に係る通知書の写し

(ク)～(ケ) (略)

イ (略)

(2) 合格時給付金

ア 提出書類 各1部

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者である場合に限り、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）

(オ)～(カ) (略)

(キ) 第8による知事の通知に係る通知書の写し

(ク) (略)

イ (略)

て8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）

(キ) 第8に係る通知書の写し

(ク) 支給申請者が支払った経費について、受講施設の長が発行した領収書

イ 提出期限

対象講座開始日から起算して30日以内

(2) 受講修了時給付金

ア 提出書類 各1部

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者である場合に限り、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）

(オ)～(カ) (略)

(キ) 第8に係る通知書の写し

(ク)～(ケ) (略)

イ (略)

(3) 合格時給付金

ア 提出書類 各1部

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者である場合に限り、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）

(オ)～(カ) (略)

(キ) 第8に係る通知書の写し

(ク) (略)

イ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号（添付書類）中、

「受講修了時給付金

合格時給付金 の支給を受けたいので、次のとおり申請します。」

を

「受講開始時給付金

受講修了時給付金 の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

合格時給付金

」

に改め、

「7 受講経費についての領収書（※受講修了時給付金を申請する場合に限る。）」

を

「7 受講経費についての領収書（※受講開始時給付金及び受講修了時給付金を申請する場合に限る。）」

に改める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 令和2年3月31日までに修了した対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、第6(2)の「40パーセントに相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額」を「20パーセントに相当する額」に、同(3)の「20パーセントに相当する額」を「40パーセントに相当する額」に読み替えて支給するものとする。
- 3 令和4年3月31日までに修了した対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、第6(2)の「40パーセントに相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額」を「40パーセントに相当する額」に、同(3)の「当該20パーセントに相当する額と(1)及び(2)との合計額」を「当該20パーセントに相当する額と(2)との合計額」に読み替えて支給するものとする。